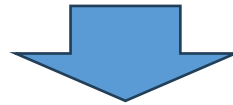


【経緯等】

- ・平成 19 年に学校教育法等の改正により、1 条校及び専修学校に対する自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設置
- ・平成 24 年 4 月に「専修学校における質保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、議論を重ね、平成 25 年 3 月に「専修学校における学校評価ガイドライン」をとりまとめ



ガイドラインに基づき、各学校において、
自己評価（義務）、学校関係者評価（努力義務）、外部評価（任意）を実施

- ・令和 6 年の学校教育法の一部改正により、専門課程を置く専修学校（専門学校）に以下を措置

- ① 大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け
- ② 外部の識見を有する者による評価の努力義務化

- ・施行日は令和 8 年 4 月 1 日

【今後の検討すべき論点】

1. 評価項目について
2. 第三者評価の評価の実施について
3. 第三者評価の評価を求める対象について
4. 第三者評価の評価の期間について
5. 第三者評価による評価結果の取り扱いについて

1. 評価項目について①

【現状】

ガイドラインでは、自己評価の評価項目、指標例として、①教育理念・目的・人材育成像、②学校運営、③財務、④法令等の遵守、⑤学生の受入れ募集、⑥教育活動、⑦学修成果、⑧学生支援、⑨教育環境、⑩社会貢献・地域貢献、⑪国際交流が示されている。

また、第三者評価は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の課題や改善の方向性等を提示することを目的としている。

新ガイドラインの評価項目案

- ①教育理念・教育目的・教育目標
- ②学校運営
- ③学生の受入れ・学生支援
- ④教育環境
- ⑤教育実施組織・教員
- ⑥教育課程・教育方法
- ⑦学修成果
- ⑧学校評価の実施と改善活動
- ⑨社会からの理解と情報の公表
- ⑩社会貢献・地域貢献

学校の運営や財務に関する部分は、既存の制度でも確認する制度となっている。

～学校法人の例～

- ・学校法人の監事による業務、財産、業務執行の状況についての監査（不正行為等については、所轄庁に報告）
- ・評議員会に対する決算及び事業の実績の報告
- ・監査報告書や財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の公表



評価的活動の重複を避けるためにも、第三者評価で重点的に確認する項目としては、自己点検評価の項目のうち教育内容に関すること（⑥教育課程・教育方法、⑦学修成果、⑧学校評価の実施と改善活動、⑨社会からの理解と情報の公表等）でよいのではないかな。

※分野や資格によっては、指定養成のルールに基づく評価や所轄庁等の第三者点検がなされており、こうした場合は、評価・点検等で既に評価・確認されているという事に留意し、評価の際にメリハリを付けていくのがよいのではないかな。₂

1. 評価項目について②

【指定養成施設による取組例】

事例1 自動車養成施設の例

国土交通省において定めている自動車整備士技能検定規則の細則において、①規則又は学則の遵守事項、②教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況、③教育科目、時間数、教育内容等の状況、④教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況、⑤所定の課程の修了可否の判定状況等について立入調査するよう求めている。

立入調査については、地方運輸局が立入指導の実施計画や報告等を取りまとめ、国土交通省へ報告する義務がある。

自動車整備士技能検定規則の細則（抄）

4 自動車整備士養成施設の指導について

4.1 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。

事例2 東京都の医療関係養成所の例

東京都において定めている東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要項において、保健師、助産師、看護師等の養成施設に対する指導調査（集団指導、実地指導）を実施している。実地指導では、①教員に関する事項、②授業に関する事項、③学生又は生徒に関する事項、④学則等の内容に関する事項、⑤施設等に関する事項、⑥関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項、⑦財務に関する事項等について確認している。

実地指導は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成して実施している。

事例3 理学療法士及び作業療法士の養成施設の例

厚生労働省において定めている理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインにおいて、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価について努力義務を課している。

確認項目は、①教員に関する事項、②生徒に関する事項、③授業に関する事項、④教室や実習室等に関する事項、⑤教育上必要な機械器具等に関する事項、⑥実習施設に関する事項等がある。

第三者の詳細については、ガイドラインには記載はないが、ガイドラインのQ&Aにおいて、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の評価を受けることとしている。

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン（抄）

2 一般的事項

（8）養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

2. 第三者評価の評価の実施について

【現状・論点】

第三者評価の実施主体の設定にあたっては、以下の点に留意が必要。

- ・専門学校は、大学等と比べて規模の小さい学校が多く、評価に関する作業量は相対的には少ないが、職員の数も少ないため、評価に関する業務や評価機関等に支払う費用による負担増が課題（現在、第三者評価を実施している学校は約9%）
- ・第三者評価を実施できる組織・団体も少ない（把握しているだけで3機関）
（参考）把握できている専修学校に対する専門の評価団体
 - ・職業教育評価機構
 - ・専門職高等教育質保証機構
 - ・JAMOTE認証サービス株式会社



- ・第三者評価を実施するためには、評価の安定的な質の確保の観点から、評価を専門的に行う組織・団体による評価が望ましいと考えるが、上記専門学校の評価に係る状況等を踏まえると、数名の評価者の委嘱等による評価（評価者評価）も認めてはどうか。
- ・評価を実施する者の専門性・中立性などの要件については、別添（次頁）のように要件を設定してはどうか。
なお、法律上規定を設けていないので、評価機関に対する文部科学省の認証や認定制度は想定していない。

(別添) 第三者評価実施者に求められる要件 (案)

	評価実施者の要件
要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者 ①専修学校に識見を有する者 ②大学評価等の経験者 ③当該学校・学科の分野に精通している者 等 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
留意事項	・文部科学省や評価機関等が行う専修学校の評価に関する研修等の受講経験があること又は、大学等の認証評価の評価者の経験など、評価の実施経験があることが望ましい ・評価実施者が各自で評価するだけでなく、組織だって評価すること

3. 第三者評価を求める対象について

学校教育法の改正により、専門学校における第三者評価が努力義務化（令和8年4月1日施行）



現在任意となっている第三者評価を努力義務化することにより、これまでよりも学校の運営状況や教育内容等を適切に評価・公表し、専修学校における質の確保を図る取組が促進される



実践的な職業教育を目的とする専修学校の特性を踏まえ、関係業界、専修学校関係団体等との連携により、外部の専門家等による独立した第三者評価を受けることは、専修学校が自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、学校運営の改善・充実などさらなる学校の活性化が図られることが期待される



第三者評価は努力義務だが、評価の実施を求めるべき制度もあると考えられる。その考え方としては、

- ・大学等と同水準の質の保証が求められる場合
- ・特別な教育課程や取組に対して認定を行っており、その認定要件に関するフォローアップが求められている場合又は学校関係者評価がすでに義務付けられている場合

等が想定される。

但し、評価実施者の確保等の問題もあるため、対象となる学校の数も考慮しつつ、どの制度から優先的に第三者評価を求めていくかは要検討

（参考）

- ・外国人留学生キャリア形成促進プログラム 認定校：188校、475学科（令和6年月時点）
- ・高度専門士 認定校：342校、502学科（令和6年3月時点）
- ・職業実践専門課程 認定校：1,110校、3,199学科（令和6年3月時点）

※ **学校関係者評価**は、一般課程、高等課程については引き続き努力義務とし、専門課程については、大学等と同様に規定しない予定。一方で、学校関係者（保護者や関連企業、地域の方々等）に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用という意見もあり、学校運営の改善を図るという意義を踏まえ、学校の判断で実施することとしてはどうか。

4. 第三者評価の評価期間について

【現状】

- ・現在のガイドラインでは、自己評価は少なくとも毎年度に1回は実施することとされているが、第三者評価についての期間には言及がない
→大学、短期大学、高等専門学校は、7年以内に1回の認証評価を受けることが義務付けられている
また、専門職大学については、分野別評価が上乘せされており、当該評価は5年以内に1回の評価を受けることが義務付けられている



- ・**第三者評価を行う期間については、教育内容を重点的に評価する観点で分野別評価との親和性が高いことから、5年以内に少なくとも1回実施する**としてはどうか。
- ・上記の場合でも、自己点検評価は現状と同様に毎年度実施としてはどうか。
- ・第三者評価の開始は、既に認定を受けている又は令和8年度から新規に認定を受けた学校は、**学校教育法の改正の施行である令和8年4月1日からカウントして5年以内、令和9年度以降に認定を受けた学校は、対象となる課程の認定等がなされたときからカウントして5年以内に1度実施する方向**でどうか。
- ・認定を受けていない学校についても、5年に1度は第三者評価を行うことが望ましいこととしてはどうか。

【評価期間イメージ】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
対象課程がある学校		5年以内に第三者評価を受審								
対象課程がR10に新たに認定された学校					5年以内に第三者評価を受審					

(参考) 学校教育法施行令(昭和28年制令第340号) (抄)

(認証評価の期間)

第四十条 法第百九条第二項(法第百二十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

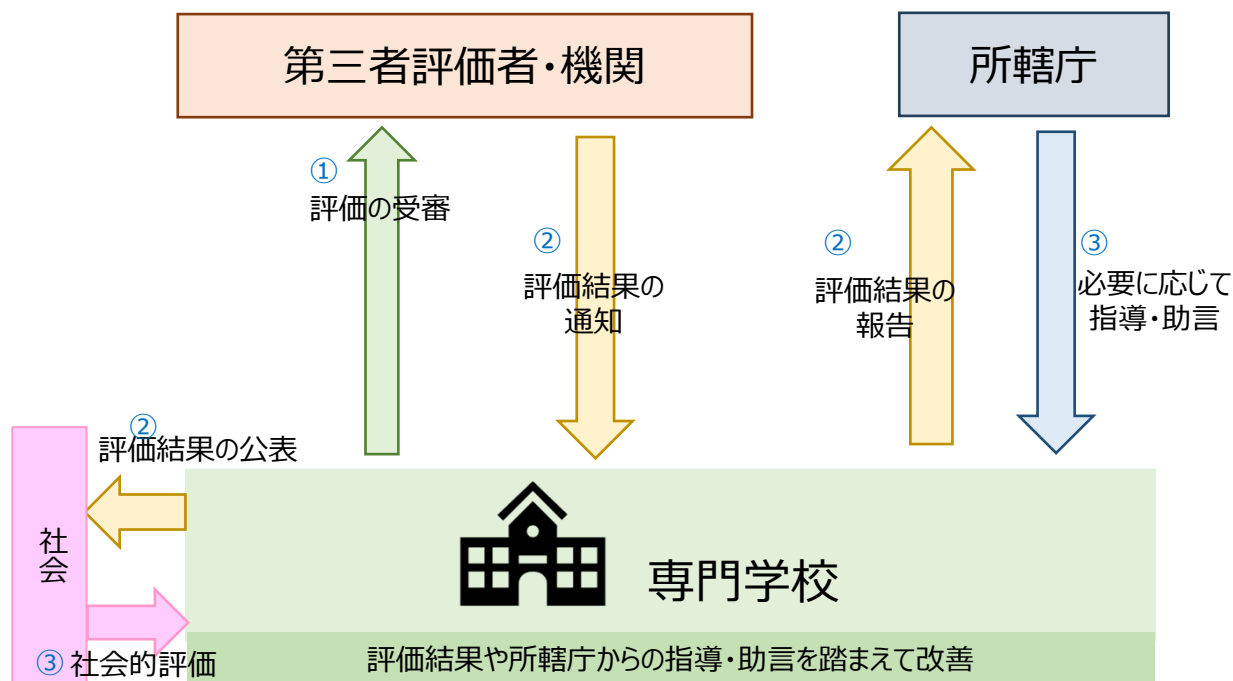
5. 第三者評価による評価結果の取り扱いについて

- 大学等における認証評価では、評価機関が認証評価結果を社会へ公表するとともに、文部科学大臣に対して報告し、文部科学大臣は不適合となった大学等があれば当該大学等に対して、報告や資料の要求を求め、法令違反等の場合は、段階的対応（勧告・変更命令・廃止命令）を行い、大学等が評価結果を踏まえて自ら改善を図る仕組みとしている。



- 専門学校においても、大学等と同様に、第三者評価の結果を学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告するスキームとしてはどうか。

【第三者評価結果の取り扱いのイメージ】



※文部科学省への報告は、各認定制度ごとにフォローアップ又は認定要件で報告を求めるようなスキームの整備を検討